

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市木造住宅耐震促進事業
補助の区分	事業補助(事業奨励補助)
補助の概要	佐渡市耐震改修促進計画に基き、木造住宅の耐震性能の確保を促進するため、耐震診断又は耐震改修に要する経費に対して補助金を交付する。(関係法令:建築物の耐震改修の促進に関する法律)
補助事業者	市内に所在する個人所有の一戸建て木造住宅に居住する者
補助対象経費	耐震診断又は耐震改修に係る経費
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額 (定額、上限、下限等)	耐震診断 上限10万 耐震改修 上限50万+加算15万円 ○少額(5万円以下)補助金の理由
※少額補助金は廃止	
補助率等 ※補助率は原則1/2以下 (市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
※数値目標の設定検証	住宅の耐震化率の向上(佐渡市耐震改修促進計画により平成32年度末までに76%)に努める。 ○目標に対する費用対効果(計算式) 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 耐震診断とその結果に基く耐震改修を促進し、市内の既存建築物の耐震性能を確保することが目的であり、費用対効果については算出できないため、耐震化率向上の取り組みを行いながら市民の耐震改修への意識啓発を行う。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	平成32年9月30日
補助終期	平成33年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) ホームページ及び市報による
事業担当 (担当部署)	建設課
(電話番号)	0259-63-5118